

中間決算公告

第197期中間決算公告

平成22年11月22日

高知市南はりまや町一丁目1番1号

株式会社 四国銀行

取締役頭取 野村直史

中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	158,717	預渡性預金	2,303,761
一 入 金 口 一	2,217	コ ー ル マ ネ	77,301
商 品 有 価 証	13,280	借 用 金	5,262
金 銭 の 信 託	203	外 国 為 替	25,568
有 価 証 券	2,575	社 会 負 債	10,000
貸 出 金	792,991	未 払 法 人 税	18,451
外 国 為 替	1,527,119	リ ー ス 債 務	77
そ の 他 資 産	2,460	資 産 除 去 債 務	2,461
形 固 定 資 産	10,833	そ の 他 の 負 債	165
形 固 定 資 産	43,175	退 職 給 付 引 当 金	15,746
無 形 固 定 資 産	4,766	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	6,426
繰 延 税 金	13,371	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	234
支 払 倒 引	11,114	ポ イ ン ト 引 当 金	1,244
貸 倒 引 当	△18,749	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	16
		支 払 承 諾	7,674
		負 債 の 部 合 計	11,114
			2,467,061
		（純資産の部）	
		資 本 金	25,000
		資 本 剰 余 金	6,563
		資 本 準 備 金	6,563
		利 益 剰 余 金	47,086
		利 益 準 備 金	15,181
		そ の 他 利 益 剰 余 金	31,905
		別 途 積 立 金	25,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,905
		自 己 株 式	△1,247
		株 主 資 本 合 計	77,402
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,141
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△569
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,040
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	19,612
		純 資 産 の 部 合 計	97,014
資 産 の 部 合 計	2,564,076	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,564,076

中間損益計算書 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		25,652
資 金 運 用 収 益	20,364	
(うち貸出金利息)	(14,391)	
(うち有価証券利息配当金)	(5,802)	
役 務 取 引 等 収 益	2,932	
そ の 他 業 務 収 益	1,551	
そ の 他 経 常 収 益	803	
経 常 費 用		22,360
資 金 調 達 費 用	2,088	
(うち預金利息)	(1,638)	
役 務 取 引 等 費 用	864	
そ の 他 業 務 費 用	856	
営 業 経 常 費 用	13,777	
そ の 他 経 常 費 用	4,773	
経 常 利 益		3,291
特 別 利 益		605
特 別 損 失		1,442
税 引 前 中 間 純 利 益		2,454
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21	
法 人 税 等 調 整 額	△91	
法 人 税 等 合 計 益		△70
中 間 純 利 益		2,524

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 19年～50年
そ の 他 5年～15年
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。
- 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

す。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 42,096 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカードの将来のポイント利用による費用負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は当行の有価証券等会計基準に則り、ヘッジ対象である一部の固定金利貸出金から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に金利スワップ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これにより、経常利益は 1 百万円減少し、税引前中間純利益は 145 百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は 164 百万円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 740 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,816 百万円、延滞債権額は 51,163 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 242 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5,544 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 60,766 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

中間決算公告

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 15,284 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 - 担保に供している資産
 - 有価証券 89,867 百万円
 - 担保資産に対応する債務
 - 預金 4,390 百万円上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 101,207 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 8 百万円、保証金等は 918 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、450,867 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 439,517 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - 再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
 - 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
 - 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
 - 同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,099 百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 25,484 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債 10,000 百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 3,767 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 448 円 87 銭
15. 単体自己資本比率（国内基準） 9.96%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,678 百万円及び貸出金償却 1,188 百万円を含んでおります。
2. 「特別利益」は、償却債権取立益 605 百万円であります。
3. 「特別損失」は、固定資産処分損 54 百万円、減損損失 1,243 百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 144 百万円であります。
4. 1 株当たり中間純利益金額 11 円 68 銭
5. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額について潜在株式がないため記載していません。
6. 減損損失については次のとおりであります。

減損処理内容

継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額 1,243 百万円（うち土地 1,205 百万円、建物 38 百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
（高知県内）	遊休資産2カ所	土地	31
（高知県外）	営業店舗2カ所	土地及び建物	1,136（うち土地 1,102、うち建物 34）
	遊休資産4カ所	土地及び建物	75（うち土地 71、うち建物 3）

グルーピングの方法

営業店舗については、管理会計において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、また遊休資産等については、将来の処分が意思決定された資産グループも含めて各資産をグルーピングの最小単位としております。

回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は、主として鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額等によっております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	9,778	9,931	152
	地方債	3	3	0
	短期社債	—	—	—
	社債	2,900	2,964	64
	その他	—	—	—
	小計	12,682	12,899	216
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,682	12,899	216

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	139
関連法人等株式	290
合計	430

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	15,341	10,774	4,566
	債券	589,284	568,980	20,303
	国債	292,311	282,356	9,955
	地方債	108,665	104,600	4,064
	短期社債	—	—	—
	社債	188,307	182,023	6,283
	その他	27,296	25,266	2,030
	小計	631,922	605,021	26,900
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	22,715	31,987	△9,272
	債券	103,007	103,167	△159
	国債	55,888	55,984	△96
	地方債	14,397	14,403	△6
	短期社債	—	—	—
	社債	32,721	32,779	△57
	その他	14,332	15,613	△1,281
	小計	140,055	150,768	△10,713
合計		771,977	755,790	16,186

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	6,793
その他	797
合計	7,590

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、237百万円(うち、株式87百万円、社債149百万円)であります。

中間決算公告

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末前1カ月の平均の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満に下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分・外部格付）を勘案し、過去の株価動向及び業績推移等により判定しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	18,769 百万円
有価証券評価損	3,163
退職給付引当金	2,598
税務上の欠損金	2,490
その他	<u>2,165</u>
繰延税金資産小計	29,187
評価性引当額	<u>△9,767</u>
繰延税金資産合計	19,420
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,041
その他	<u>△8</u>
繰延税金負債合計	△6,049
繰延税金資産の純額	<u>13,371 百万円</u>

信託財産残高表

(平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	25	金 銭 信 託	25
合 計	25	合 計	25

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 一百万円
3. 元本補てん契約のある信託は、平成22年9月30日現在取扱っておりません。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 6社

- 会社名 四銀ビジネスサービス株式会社
- 四銀ビル管理株式会社
- 四銀代理店株式会社
- 四国保証サービス株式会社
- 四銀コンピューターサービス株式会社
- 四銀キャピタルリサーチ株式会社

当中間連結会計期間から新たに設立した四銀代理店株式会社を連結しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

- 会社名 四国ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合
- 四国ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

- 会社名 四銀総合リース株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

- 会社名 四国ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合
- 四国ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

中間連結貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	158,717	預渡性預金	2,302,748
コールローン及び買入手形	2,217	繰入金銭債権	75,301
買入金銭債権	13,280	コールマネー及び売渡手形	5,262
商品有価証券	203	借入金	25,618
現金の信託	2,575	外国為替	5
有価証券	793,904	社債	10,000
貸出金	1,528,191	その他負債	20,104
外国為替	2,460	退職給付引当金	6,480
その他資産	10,851	役員退職慰労引当金	247
有形固定資産	43,291	睡眠預金払戻損失引当金	1,244
無形固定資産	4,774	ポイント引当金	16
繰延税金資産	13,790	再評価に係る繰延税金負債	7,674
支払承諾	11,114	支払承諾	11,114
貸倒引当金	△20,258	負債の部	2,465,818
		（純資産の部）	
		資本	25,000
		資本剰余金	6,563
		利益剰余金	47,064
		自己株式	△1,339
		株主資本合計	77,288
		その他有価証券評価差額金	10,177
		繰延ヘッジ損益	△569
		土地再評価差額金	10,040
		評価・換算差額等合計	19,648
		少数株主持分	2,358
		純資産の部合計	99,294
資産の部合計	2,565,113	負債及び純資産の部合計	2,565,113

中間連結損益計算書 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)

(単位: 百万円)

科 目		金 額	
経 常 収 益			25,828
資 金 運 用 収 益		20,378	
(うち貸出金利息)		(14,399)	
(うち有価証券利息配当金)		(5,807)	
役 務 取 引 等 収 益		3,078	
そ の 他 業 務 収 益		1,551	
そ の 他 経 常 収 益		819	
経 常 費 用			22,136
資 金 調 達 費 用		2,087	
(うち預金利息)		(1,637)	
役 務 取 引 等 費 用		689	
そ の 他 業 務 費 用		856	
営 業 経 常 費 用		13,850	
そ の 他 経 常 費 用		4,652	
経 常 利 益			3,692
特 別 利 益			606
特 別 損 失			1,442
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益			2,855
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		97	
法 人 税 等 調 整 額		△7	
法 人 税 等 合 計			90
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益			2,764
少 数 株 主 利 益			211
中 間 純 利 益			2,553

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 19年～50年
そ の 他 5年～15年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。
- 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 42,096 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカードの将来のポイント利用による費用負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。

10. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は当行の有価証券等会計基準に則り、ヘッジ対象である一部の固定金利貸出金から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に金利スワップ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これにより経常利益は 1 百万円減少し、税金等調整前中間純利益は 145 百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は 164 百万円であります。

(持分法に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第 16 号平成 20 年 3 月 10 日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 24 号平成 20 年 3 月 10 日）を適用しております。

これによる影響はありません。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 41 号平成 22 年 9 月 21 日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 1,449 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,266 百万円、延滞債権額は 51,785 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利

中間決算公告

息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は242百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,544百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,838百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,284百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 89,917百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,390百万円

借入金 50百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券101,207百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は8百万円、保証金等は919百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、450,867百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが439,517百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の中には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成30年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 14,099百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 25,539百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債10,000百万円であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,767百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 448円81銭

15. 連結自己資本比率(国内基準) 10.10%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,533百万円及び貸出金償却1,200百万円を含んでおります。

2. 「特別利益」は、償却債権取立益であります。

3. 「特別損失」は、固定資産処分損54百万円、減損損失1,243百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額144百万円であります。

4. 1株当たり中間純利益金額 11円82銭

5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。

6. 減損損失については次のとおりであります。

減損処理内容

継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額1,243百万円(うち土地1,205百万円、建物38百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
(高知県内)	遊休資産2カ所	土地	31
(高知県外)	営業店舗2カ所	土地及び建物	1,136(うち土地1,102、うち建物34)
	遊休資産4カ所	土地及び建物	75(うち土地71、うち建物3)

グルーピングの方法

営業店舗については、管理会計において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店を、また遊休資産等については、将来の処分が意思決定された資産グループも含めて各資産をグルーピングの最小単位としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は、主として鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額等によっております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	158,717	158,717	—
(2) コールローン及び買入手形	2,217	2,217	—
(3) 買入金銭債権	13,280	13,280	—
(4) 商品有価証券 売買目的有価証券	203	203	—
(5) 金銭の信託	2,575	2,575	—
(6) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	12,682 772,157	12,899 772,157	216 —
(7) 貸出金 貸倒引当金 (※1)	1,528,191 △20,001	— —	— —
	1,508,189	1,530,761	22,572
(8) 外国為替 (※1)	2,458	2,458	—
資産計	2,472,481	2,495,270	22,789
(1) 預金	2,302,748	2,304,896	2,148
(2) 譲渡性預金	75,301	75,317	15
(3) コールマネー及び売渡手形	5,262	5,262	—
(4) 借入金	25,618	25,618	—
(5) 外国為替	5	5	—
(6) 社債	10,000	10,111	111
負債計	2,418,935	2,421,211	2,275
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	434	434	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,085)	(1,085)	—
デリバティブ取引計	(651)	(651)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会の公表する価格等を時価としております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表する価格等を時価とすることとしております。また、コールローン及び金融機関預け金については、約定期間が短期間又は満期がなく、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表する価格等を時価としております。上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は投資信託委託会社の公表する基準価格等を時価としております。

自行保証付私募債は将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利に内部格付及び担保等を反映した信用コスト率を加えた割引率で割り引いた額を時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の発行する私募債については、担保及び保証による回収見込み額等を時価としております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は 2,723 百万円増加、「繰延税金資産」は 1,101 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 1,622 百万円増加しております。

中間決算公告

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(7) 貸出金

貸出金は将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利に内部格付及び担保等を反映した信用コスト率を加えた割引率で割り引いた額を時価としております。外貨貸出金については、変動金利であり、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が融資実行後大きく異なっていない限り時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当座貸越は、返済期限を設けているものを除き、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価については、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。外貨預金及び非居住者円預金については、約定期間が短期間であり、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを算出し、当行及び連結子法人等が新規に借入する場合に適用される金利で割り引いた額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替のうち、売渡外国為替及び未払外国為替は、外貨の売渡しや海外からの被仕向送金で支払銀行や顧客への決済が未了となっているもので、短期間で決済されるものであります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行発行の劣後特約付社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※1）（※2）	6,808
非上場外国証券（※1）	1
非連結子会社出資金（※1）	321
関連会社株式（※1）	1,128
投資事業組合出資金（※3）	805
合計	9,064

(※1) 非上場株式、非上場外国証券、非連結子会社出資金及び関連会社株式につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について39百万円減損処理を行っております。

(※3) 投資事業組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	9,778	9,931	152
	地方債	3	3	0
	短期社債	—	—	—
	社債	2,900	2,964	64
	その他	—	—	—
	小計	12,682	12,899	216
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,682	12,899	216

2. その他有価証券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	15,463	10,811	4,651
	債券	589,304	569,000	20,303
	国債	292,311	282,356	9,955
	地方債	108,665	104,600	4,064
	短期社債	—	—	—
	社債	188,327	182,043	6,284
	その他	27,296	25,266	2,030
	小計	632,064	605,079	26,985
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	22,722	31,994	△9,272
	債券	103,037	103,197	△159
	国債	55,888	55,984	△96
	地方債	14,397	14,403	△6
	短期社債	—	—	—
	社債	32,751	32,809	△57
	その他	14,332	15,614	△1,281
	小計	140,093	150,806	△10,713
合計	772,157	755,885	16,271	

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、249 百万円（うち株式 99 百万円、社債 149 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末前 1 カ月の平均の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上 50%未満に下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分・外部格付）を勘案し、過去の株価動向及び業績推移等により判定しております。